播磨町空家等バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、播磨町(以下「町」という。)における空家等について広く情報を発信することにより流通を促進し、もって管理不全となる空家等の抑制及び定住の促進を図るために設置する空家等バンクに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 空家等 一戸建ての住宅で居住その他の使用がされていないもの(近く居住その他の使用をされなくなるものを含む。)及びその敷地をいう。
 - (2) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により当該空家等を売買又は賃貸 (以下「売買等」という。) する権限を有する者をいう。
 - (3) 空家等バンク 空家等の売買等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を登録し、当該情報を提供するシステムをいう。

(適用上の注意)

- 第3条 この要綱は、空家等バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。 (登録することができる空家等)
- 第4条 空家等バンクに登録することができる空家等は、次に掲げる全ての要件を満たす 空家等とする。
 - (1) 町内に在する空家等であること。
 - (2) 所有者等が宅地建物取引業者でない空家等であること。
 - (3) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 及び都市計画法 (昭和43年法律第100号) に 違反していることが明らかな空家等でないこと。

(空家等の登録申込み等)

- 第5条 空家等バンクに登録を申し込もうとする所有者等(以下「申込者」という。)は、 空家等バンク登録申込書(様式第1号)及び空家等バンク登録カード(様式第2号)を 町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と 認めたときは、空家等バンクに登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空家等バンク登録完了通知書(様式第 3号)により当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空家等で、空家等バンクに登録することが適当であると認めるものがある場合は、当該空家等の所有者等に対して第1項に規定する空家等バンクへの申込みを勧めることができる。

(空家等に係る登録事項の変更)

第6条 前条第3項の規定による通知を受けた申込者(以下「物件登録者」という。)は、 登録内容に変更があったときは、空家等バンク登録変更届(様式第4号)を遅滞なく町 長に提出しなければならない。

(空家等に係る登録事項の抹消)

- 第7条 町長は、第5条第2項の規定による登録をした空家等について、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、空家等バンクにおける当該空家等の登録を抹消するものとする。
 - (1) 物件登録者から抹消の申請があったとき。
 - (2) 登録内容の変更により、空家等でなくなったと認められるとき。

- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 所有者等に異動があったとき。
- (5) 登録から2年を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。
- 2 前項第1号の抹消の申請は、空家等バンク登録抹消申請書(様式第5号)を町長に提出することにより行うものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による空家等の登録の抹消をしたときは、空家等バンク登録抹 消通知書(様式第6号)により物件登録者に通知するものとする。

(情報の発信等)

第8条 町長は、空家等バンクに登録された空家等に係る情報のうち、発信することにより支障がないと認められるものについては、その概要を町のホームページ等により広く 公開するものとする。

(空家等バンク登録情報の提供)

- 第9条 空家等バンクに登録された物件の詳細な登録情報の提供を受けようとする者は、 空家等バンク登録情報閲覧申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による登録情報の閲覧申請があったときは、その内容を確認し、 適当であると認めたときは、当該申請があった物件の詳細な情報を提供するものとする。 (連携及び協力)
- 第10条 町長は、空家等バンクの運用に当たっては、関係する機関又は団体と連携及び協力し、管理不全となる空家等の抑制を図るものとする。

(媒介行為等)

- 第11条 町長は、空家等の売買等の媒介をする行為には一切関与しない。
- 2 空家等の交渉、契約等に関する疑義、紛争等は、当事者間で解決するものとし、町長は、これらに一切関与しない。

(個人情報の取扱い)

- 第12条 空家等バンクを利用する者は、この制度の利用により取得した個人情報(以下「個人情報」という。)の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 個人情報を不当な目的のために利用しないこと。
 - (2) 個人情報が流出し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
 - (3) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
 - (4) 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(暴力団等の排除)

第13条 播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第13号)第2条 第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であると認められる者は、 空家等バンクを利用することができない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。